

令和6年度住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金実施要領

第1 目的

この要領は、石川県（以下「県」という。）が、家庭部門における温室効果ガスの削減を図るため、住宅への太陽光発電設備の普及を促進するために行う「住宅向け太陽光発電設備普及促進事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

県は、県内の住宅に太陽光発電設備を導入する者に対し、その導入に要する経費の一部を補助する。

第3 補助対象者

住宅向け太陽光発電設備普及促進事業（以下「本補助金」という。）の補助を受ける者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に住所を有する個人
- (2) PPA事業者
- (3) リース事業者

第4 補助金の額

7万円/kW（上限35万円。千円未満切り捨て）

第5 補助対象事業の要件

補助対象事業は、補助対象者が県内の住宅へ自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 固定価格買取制度（FIT）または、FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- (2) 発電する電力量のうち30%以上を自家消費すること。
- (3) 自己託送を行わないものであること。
- (4) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要項（令和6年7月23日環政計発第2402313号）別紙2の2（2）ア（ア）に定める要件を満たすこと。
- (5) PPAの場合、PPA事業者に対して補助金が交付されたうえで、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。
- (6) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付されたうえで、補助金額相当分が控除されていること。
- (7) 余剰電力を売却する場合は、北陸電力株式会社の「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（低圧）」に基づく「かんたん固定単価プラン」により、同社へ売却すること。
- (8) 前項に基づく売電契約については、太陽光発電設備を設置した日の属する年度を含めて5カ年度後の年度末まで、契約を継続すること。（例：令和6年11月に太陽光発電設備を設置した場合、令和10年度末までは必ず「かんたん固定単価プラン」に加入し続けること。）
- (9) 石川県が「住宅向け太陽光発電設備普及促進事業」により取得する個人情報および（7）に基づく売電契約により、北陸電力株式会社が取得する個人情報について、石川県および北陸電力株式会社が下記の範囲で活用することに同意すること。
 - ・石川県が行う脱炭素化に向けた施策・事業の検討および実施
 - ・北陸電力グループ各社が行う事業における電気利用に関するサービス活動およびその他の電気事業

第6 申請および報告の方法等

1 申請書類

① 補助金交付申請書（様式第1号）	
② 事業計画書（様式第1号別紙1）	
③ 申請者の役員等氏名一覧表（様式第1号別紙2）	
④ 申請者本人が確認できる書類（免許証、住民票、マイナンバーカードなど）（写し）	※1
⑤ 商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）（写し）	※2
⑥ 補助対象設備の見積書の写し	
⑦ 太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第1号別紙3）	
⑧ PPAまたはリース事業実施に係る承諾書（様式第1号別紙4）	※2
⑨ ②事業計画書における電力消費計画の算出根拠資料	
⑩ 債権者登録申出書	※3
⑪ 通帳又はキャッシュカードのコピー	※3
⑫ その他知事が必要と認める書類	

※1 提出は個人の場合のみ

※2 提出はPPA事業者またはリース事業者の場合のみ

※3 個人は必ず提出

PPA事業者またはリース事業者で、2回目以降の申請の場合、交付申請書（様式第1号）に債権者コードを記入すれば、提出不要

2 報告書類

① 補助金実績申請書（様式第7号）	
② 実績報告書・個票	
③ 補助対象者のPPA事業の契約書の写し（またはリース事業の契約書）	※4
④ 施工前後の写真	
⑤ 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し	
⑥ 系統連系契約を証明する書類の写し	
⑦ その他知事が必要と認める書類	

※4 提出はPPA事業者またはリース事業者の場合のみ

3 書類の提出方法

申請、報告のそれぞれにおいて、必要書類一式を県に郵送または持参により提出する。

【提出先】〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

4 受付期間

・交付申請

令和6年10月2日（火）～令和7年1月31日（金） ※必着

・実績報告

令和6年10月2日（火）～令和7年2月28日（金） ※必着

第7 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和6年10月2日から施行する。